（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二十一条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
（略）	（略）
第三十一条の九第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）による決算関係書類等の備置き	第三十一条の七第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）による決算関係書類等の備置き
（略）	（略）
（略）	（略）
社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
（略）	（略）
第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百十七条第四項の規定による計算書類の保存	（新設）
第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百七十二条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十六条第一項の規定による商業帳簿及びその営業に関する重要な資料の保存
（略）	（略）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け	第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け
第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
第四十五条において準用する第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け	第四十五条において準用する第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の備付け